三重県軟式野球連盟「表彰規程」

（目的）

第１条　三重県軟式野球連盟（以下、連盟という。）の事業、運営発展に寄与された役員、公認審判員及び登録加盟チーム並びに選手等で、その功績が顕著なものを表彰する。

（定義）

第２条　この規程において登録加盟チームとは、連盟規程（総則）の第３章第６条に定めるチーム会員をいう。

（表彰の区分・基準）

第３条　表彰は、次に該当するものに対して行う。

　　（１）功労表彰

　　　　　連盟の役員として永年にわたり、発展に寄与し大きな功績があった者。

　　（２）勤続功労表彰

　　　　　支部の役員・審判員等として永年勤続し、功労があった者。対象勤続年数は５年以上経過した者とし、５年毎に表彰することができる。

　　（３）特別表彰

　　　　　登録加盟チーム・選手等で当該年の全国大会で優秀な成績（優勝・準優勝）を収めたもの。但し、天皇賜杯及び国民体育大会については、４位以内とする。

　　（４）前３項に定めるものの外、会長が特にその功績が顕著であると認めたもの。

（表彰の選考）

第４条　表彰は、連盟または支部長より提出された推薦書（別紙、様式１～４）に基づき、「審査・表彰・懲罰専門部会」で選考し、常任理事会の審議・承認を得て、会長の認証により決定する。

（表彰の方法）

第５条　表彰は、表彰状を授与して行うものとする。この時、併せて功労章または記念品を授与することができる。

（表彰時期）

第６条　表彰受賞者決定により、表彰は評議員会の席上において行う。但し、必要な場合は随時行うことができる。

（委任）

第７条　この規程に定めるものの外、表彰の実施に関し、必要な事項は会長が定める。

（規程の改正）

第８条　この規程は、常任理事会の議決を経て変更することができる。

附則

　　この規程は、昭和４５年１２月１日から適用する。

　来歴

　　（１）昭和４５年１２月１日　制定

　　（２）昭和４７年１月１日　一部改訂

　　（３）平成４年３月１日　一部改訂

　　（４）平成１５年３月１日　一部改訂

　　（５）平成３０年１２月１５日　全文改定

　　　　・第４条　別紙１、様式１～４を追加

　　（６）令和４年１２月１０日

・第８条この規定は、理事会にて議決を常任理事会の議決に改訂。